

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

|    |  |
|----|--|
| 件名 | スポーツの普及啓発（子ども・成人向けスポーツ体験イベント）事業の委託について |
|----|--|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【報告】**

◇第14条第1項（業務委託）

（担当部課：地域振興部生涯学習スポーツ課）

## 事業の概要

|      |   |
|------|---|
| 事業名  | スポーツの普及啓発（子ども・成人向けスポーツ体験イベント）事業   |
| 担当課  | 生涯学習スポーツ課   |
| 目的   | 多様なスポーツを紹介し、体験することにより、子どもから高齢者まで、ライフステージ等に応じた多様なスポーツに親しめる機会を創出する。   |
| 対象者  | イベント申込者（区民外含む）  |
| 事業内容 | <p>子どもから高齢者まで、年齢等に関わらず、多様なスポーツ（かけっこ、水泳等）が体験できるイベントを実施し、誰もがスポーツに親しめるような環境を整備する。</p> <p>平成 27 年度から平成 29 年度までは、区内在住・在学の小中学生及びその保護者を対象にした「新宿スポーツ環境推進プロジェクト事業（参考 5 2 -1）」を実施していた（平成 27 年度第 2 回本審議会にて了承）。平成 29 年度に当該事業が終了することから、平成 30 年度に新たに成人（18 歳以上）も対象とするなど一部拡充した新事業を実施することにする。</p> <p>&lt;イベントの概要&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>（1）回数：年 10 回程度（うち 2 回程度は、成人（18 歳以上）向けとして実施）</li><li>（2）会場：区内施設</li><li>（3）定員：1 回につき 30 名～100 名程度（実施内容により変更）</li><li>（4）申込：事前申込制</li></ul> |

## 件名 スポーツの普及啓発（子ども・成人向けスポーツ体験イベント）事業の委託について

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 保有課(担当課)                        | 生涯学習スポーツ課  |
| 登録業務の名称                         | スポーツの普及啓発（子ども・成人向けスポーツ体験イベント）事業  |
| 委託先                             | 未定（プロポーザル方式により平成30年3月に決定予定）  |
| 委託に伴い事業者処理させる情報項目（だれの、どのような項目か） | 【委託先に収集させるイベント参加者に係る情報項目】<br>住所、氏名、電話番号、FAX 番号、年齢（学年）、メールアドレス  |
| 処理させる情報項目の記録媒体                  | 紙及び電磁的媒体（委託先のパソコン）   |
| 委託理由                            | 当事業を実施するにあたって、集客力のある、魅力的な内容とするために、多様なスポーツ分野において、経験豊富で専門性を有する実技指導者が必要である。また、イベント参加者が自らスポーツを体験する内容であり、安全性に配慮できるノウハウが必要である。そのため、スポーツイベント実施における専門性を有する事業者へ委託する。  |
| 委託の内容                           | 1 イベントの企画及び運営<br>実施競技の選定、講師及び物品の手配、会場設営、参加者受付、イベント進行管理<br>2 イベントの周知及び参加者募集<br>イベントの周知、 <b>参加者募集、参加者へのイベント案内送付</b><br>※ 下線部の業務について、個人情報を取り扱う。<br>※ 太字の業務について、パソコンで処理を行う。  |
| 委託の開始時期及び期限                     | 平成30年4月2日から平成31年3月31日まで（次年度以降も、同様の委託を行う。）  |
| 委託にあたり区が行う情報保護対策                | 1 契約にあたり、別紙「特記事項」を付し、新宿区情報セキュリティポリシー及び新宿区個人情報保護条例の遵守義務を明記する。<br>2 個人情報保護確認シート（資料52-1）を作成し、受託事業者へ報告させ、個人情報の取扱いが適正に行われているかを確認する。<br>3 区職員が、必要に応じ、立入調査を実施する。  |
| 受託事業者に行わせる情報保護対策                | 1 取扱責任者及び取扱者をあらかじめ指定する<br>2 提供された情報は施錠できる金庫（キャビネット）に保管する。<br>3 受託事業者が取り扱う情報は、イベント当日の参加者受付用として使用する場合を除き、業務を行う執務室から持ち出さない。<br>4 電磁的媒体の処理に係るパソコンの使用に際しては、ID、パスワードを設定し、使用者を制限させる。<br>5 契約の終了後、委託業務により保有した個人情報は、すべて区に返却させる。<br>6 パソコン内の委託業務に係る電子情報については、委託業務の完了後、消去させ、区職員が消去の確認を行う。 |

## 特記事項

### (基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

### (秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た個人情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

### (適正収集)

- 3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、その利用目的をできる限り特定し、その利用目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、公正かつ適正な手段によって収集しなければならない。

### (本人収集及び利用目的の明示)

- 4 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、本人に対しその利用目的を明示し、かつ、本人から直接これを収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (収集禁止事項)

- 5 乙は、業務を行うに当たっては、甲の承諾があるときを除き、次に掲げる事項に関する個人情報の収集を行ってはならない。
  - (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
  - (2) 社会的差別の原因となる事実に関する事項
  - (3) 犯罪に関する事項
  - (4) その他区民の個人的秘密が侵害されるおそれがあると甲が認めた事項

### (持出しの禁止)

- 6 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を甲が指定した場所の外へ持ち出してはならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りではない。

### (目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 7 乙は、業務に関して知り得た個人情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。

### (適正な管理)

- 8 乙は、業務に伴い取り扱う個人情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

### (複写等の禁止)

- 9 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集した個人情報を複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

10 乙は、業務を行うに当たって、個人情報を取り扱う業務を一切第三者に委託してはならない。

**(資料等の返還等)**

11 乙は、この契約の終了後は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を甲に返還し、又は引き渡し、乙が業務を行うに当たり乙の電子計算機を使用した場合には、当該電子計算機に記録された業務に係る個人情報を消去する。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従う。

12 乙は、個人情報を消去した場合には、消去をしたことの記録を保存するとともに、甲に対して消去をしたことの証明書を提出するものとする。なお、甲は、必要に応じ、消去の状況について確認を行うものとする。

**(個人情報を取り扱う従事者の指定)**

13 乙は、業務を行うに当たっては、個人情報を取り扱わせる取扱責任者及び取扱者を指定し、甲に報告するものとする。

**(業務に関する報告)**

14 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する個人情報の取扱い状況の報告を行うものとする。

**(監査等)**

15 甲は、乙に課した情報保護対策（新宿区情報公開・個人情報保護審議会への報告内容等）に基づき、乙が適正に業務を実施していることを立入り調査等により確認するものとする。

16 前項による確認は、年度当たり1回以上行うものとする。

17 乙は、第15項による甲の確認の際には業務の実施状況を明らかにするほか、業務に関する個人情報の管理状況について甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

**(従事者に対する教育)**

18 乙は、乙の従事者に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施するとともに、新宿区個人情報保護条例について周知するものとする。

**(事故発生時等における報告)**

19 乙は、業務に関する個人情報の取扱いに関して事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

**(公表等)**

20 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、乙に対して改善等に向けた指導を行うとともに、その事実を公表することができる。

**(損害の賠償)**

21 乙は、第1項から第19項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。